

**入札監理小委員会における審議結果報告  
「現場技術業務」（農林水産省、内閣府）及び「発注者支援業務」（国土交通省）**

## **1. 事業の概要及びこれまでの経緯**

### **(1) 事業の概要**

#### **○ 事業概要**

本業務は、農林水産省及び内閣府沖縄総合事務局の国営土地改良事業等における工事の設計及び監督等並びに事業実施に関する補助的作業を行う現場技術業務（以下、「現場技術業務」という。）と、国土交通省北海道開発局における国営土地改良事業等に関する工事実施の監督補助を行うことによる当該工事の円滑な履行及び品質確保を図る発注者支援業務（監督支援業務）（以下、「発注者支援業務」という。）から構成される。

#### **○ 事業期間**

事業開始は令和8年4月1日であり、業務量等を勘案し、事務所ごとに「現場技術業務」は2年～4年の契約、「発注者支援業務」については単年の契約を予定している。市場化テスト6期目。

#### **○ 事業の目的**

業務発注担当部署（地方農政局、開発建設部、事業所等）ごとに発注される農林水産省所管の国営土地改良事業等における工事の設計、監督、関係機関との協議等及び事業実施に関する作業を行うものであり、適正かつ効率的な事業の執行と公共工事の品質確保及び事業促進に資することを目的とする。

### **(2) 事業選定の経緯**

#### **○ 「公共サービス改革基本方針」（令和元年7月9日閣議決定）に沿って、行政事業レビュー等の公表資料において競争性等に問題があると思われる契約のうち、民間競争入札の導入により競争性等の改善が見込まれる事業について、各府省等へ市場化テストの実施を呼びかけた結果、自主選定となったもの。**

## **2. 事業の評価を踏まえた対応について**

### **(1) 第3期事業評価における評価及び方針**

令和7年7月16日に実施した令和5年度事業の評価審議にて、これまで5期の民間競争入札を通して、入札参加要件の緩和や複数年度契約などの発注単位の見直し等を行うことで、民間企業が参入しやすい環境作りに取り組んできたことにより、市場化テスト前である令和2年度と比較すると事業全体の1者応札者の割合も減少してきているが、競争性の改善までには至っていないとの評価となった。

そのため、次期実施要項（案）の検討にあたっては、1者応札の高い地域の調査・分析による一層の検討や競争性改善による取組を事業者に周知する方法の検討などを実施する方針が示された。

## (2) 事業評価を踏まえた対応

### ア 現場技術業務

#### 【論点1】

1者応札の高い地域の調査・分析による一層の検討について

#### 【対応1】

1者応札の高い地域内で1者応札が続いている事業所が所在する都道府県の民間事業者数を確認したところ、管内でも数が少ない状況であることを確認した。また、民間事業者数が多い都道府県からも事業実施地区が比較的離れているため、入札参加をためらっていることも推測される。このことから、1者応札が高い地域では新規事業者等が参入し易くなるよう行ってきた取組の周知を重点的に行う。

#### 【論点2】

競争性改善による取組を事業者に周知する方法の検討について

#### 【対応2】

これまで競争性改善のために行ってきました取組を事業者に広く周知するため、ホームページに実施要項を掲載するとともに、入札公告前に説明会等を通じて民間事業者に広く業務内容の情報提供を行う。

#### 【論点3】

デジタル技術の活用について

#### 【対応3】

技術者不足の地域でも新規事業者等が参入し易くなるよう、Webでの打合せや現地確認を遠隔確認により実施することが可能であること及びWebでの打合せ等を行った際の費用負担について実施要項に反映した。

（資料5-2-1 6,16/89頁）

### イ 発注者支援業務

#### 【論点1】

1者応札の高い地域の調査・分析による一層の検討について

#### 【対応1】

1者応札割合の推移を発注部局別に整理したところ、札幌では競争性が改善傾向にあることが確認された。これに対し、札幌以外の地域では発注件数が少なく、現時点では競争性を十分に評価することは困難であった。こ

のことから、今後の入札結果を含めて調査・分析を行う。

【論点 2】

競争性改善による取組を事業者に周知する方法の検討について

【対応 2】

これまで競争性改善のために行ってきた取組を事業者に広く周知するため、ホームページに実施要項を掲載するとともに、入札公告前に説明会等を通じて民間事業者に広く業務内容の情報提供を行う。

【論点 3】

デジタル技術の活用について

【対応 3】

技術者不足の地域でも新規事業者等が参入し易くなるよう、Webでの打合せ及びWebでの打合せ等を行った際の費用負担について実施要項に反映した。

(資料 5-2-2 5, 6, 8/58頁)

3. その他の修正変更について

(1) 現場技術業務

- 4か年の複数年度契約を追加 (資料 5-2-1 16/89頁)

4. 実施要項（案）の審議結果について

【論点 1】

従来の実施状況に関する情報の開示の「2 従来の実施に要した人員」には、令和6年度の実績で3名の人員となっているが、「3-5 配置予定の技術者の資格要件」をカウントすると7名の配置が必要となる。新規事業者には分かりにくいので、明示してはどうか。

【対応 1】

「3-5 配置予定の技術者の資格要件」には、配置予定の全ての技術者に求められる資格要件を実施要項に記載しているものである。一方、「2 従来の実施に要した人員」には、これら全ての技術者の中から業務内容に応じて実際に配置した現場技術員及び技術員の数を記載したものとなる。

新規事業者にも分かりやすい記載となるよう、「2 従来の実施に要した人員」については、「現場技術員及び技術員の数であり、必要な資格要件は特別仕様書に記載します。」を追記した。

(資料 5-2-1 86/89頁)

【論点 2】

「ウ 技術員 技術員に必要とされる資格は業務内容に応じて特別仕様書において規定するものとする。」と記載されているが、特別仕様書の記載がないため、明示されるのはどうか。

## 【対応2】

特別仕様書は業務ごとに設定し、業務ごとに記載内容が違うため、実施要項に明示することができないことから、特別仕様書の定義を追記した。（発注者支援業務についても同様の記載（特記仕様書）があるため、定義を追記した。）

（資料5-2-1 22/89頁）（資料5-2-2 15/58頁）

## 5. パブリック・コメントの対応について

令和7年10月3日（金）から 令和7年10月16日（木）までパブリック・コメントを実施したが、寄せられた意見はなかった。

－以上－